

土木工事書類作成マニュアル

添付資料

1. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・・・・・添1-1
2. 受注者の工事書類保存期間について・・・・・・・・添2-1
3. 建設リサイクルについて・・・・・・・・・・・・添3-1
4. 土砂の適正処理について・・・・・・・・・・・・添4-1
5. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・・添5-1
6. 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添6-1

注) 添付資料3から5については建設リサイクル課の所管になります。

施工体制台帳の作成について

1 施工体制台帳作成の目的

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、入契法及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について、的確に施工体制を把握しなければならない。

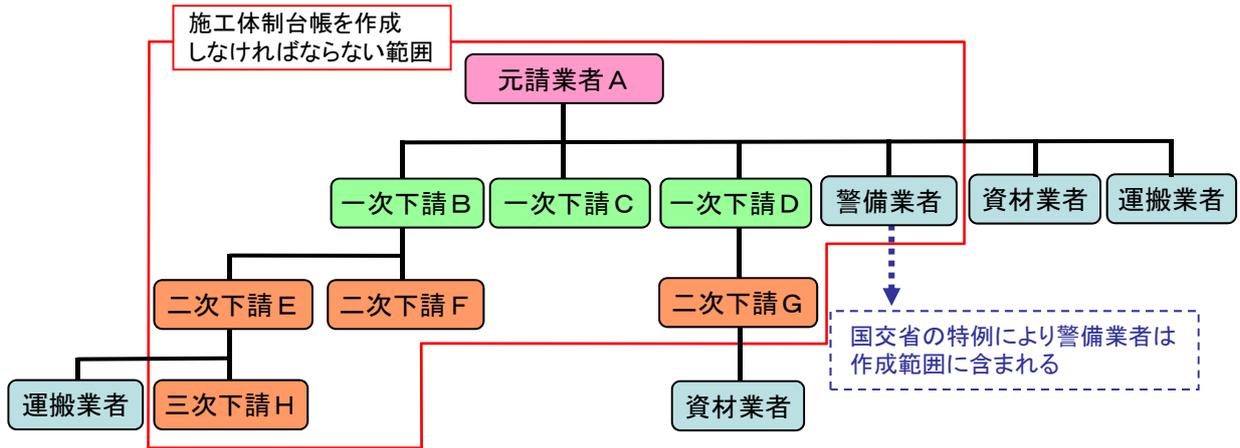
2 施工体制台帳の法的位置づけ

建設業法の一部改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事は、発注者へその写しの提出が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)より、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。

3 施工体制台帳の構成

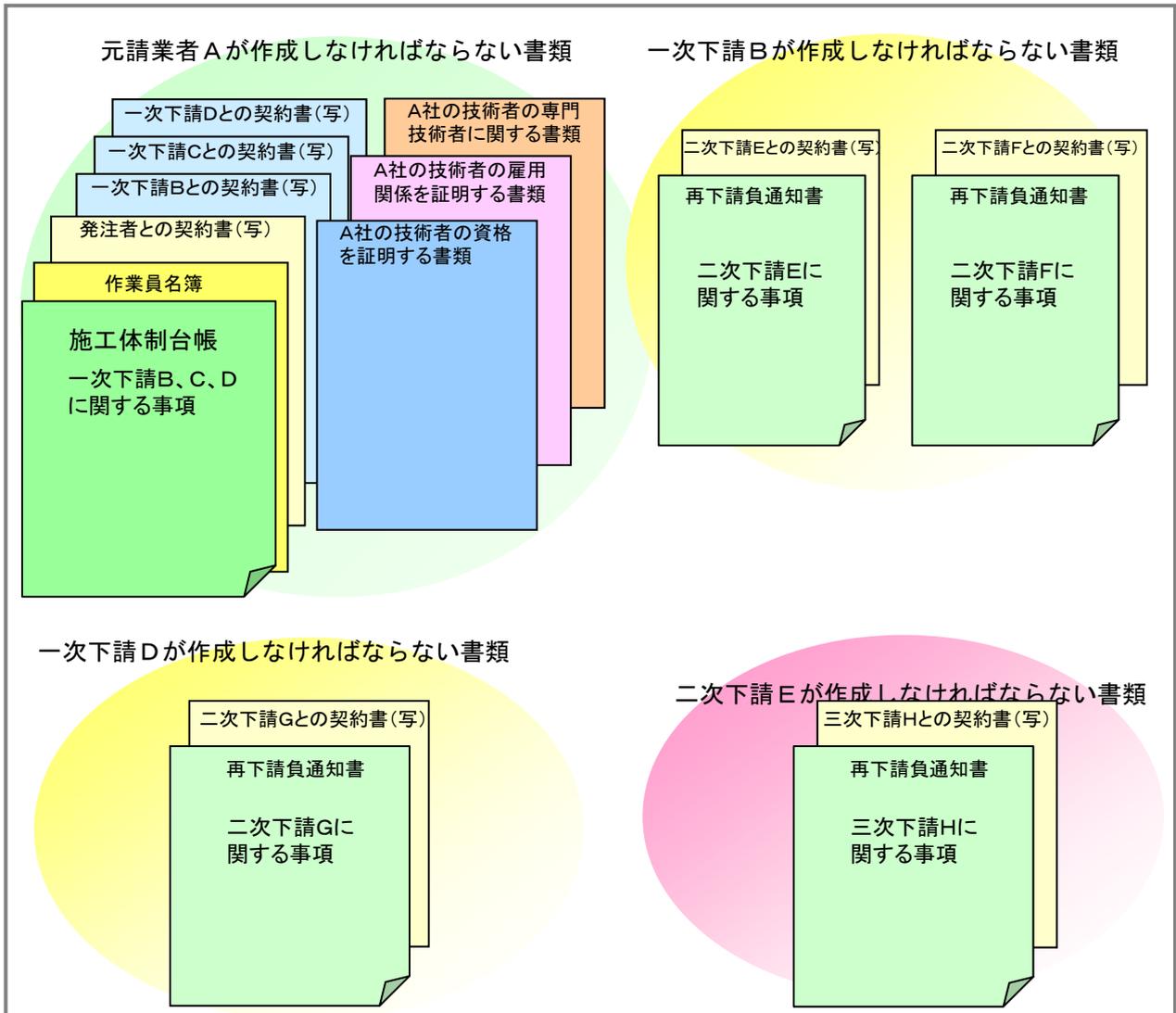
- ① 施工体制台帳本紙（施工体制台帳の記載例参照）
- ② 作業員名簿
- ③ 発注者との契約書の写し（発注者 ⇄ 元請）
- ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し（元請 ⇄ 一次下請）
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し（監理技術者資格者証写等）
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社(元請)に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し（ex.健康保険証等の写し）
- ⑦ 専門技術者(置く場合に限る)が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑧ 専門技術者(置く場合に限る)が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑨ 再下請負通知書本紙(再下請負通知書の記載例参照)〔一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合〕
- ⑩ 再下請負業者との契約書の写し（一次下請以下 ⇄ 再下請先）

4 施工体制台帳の作成範囲



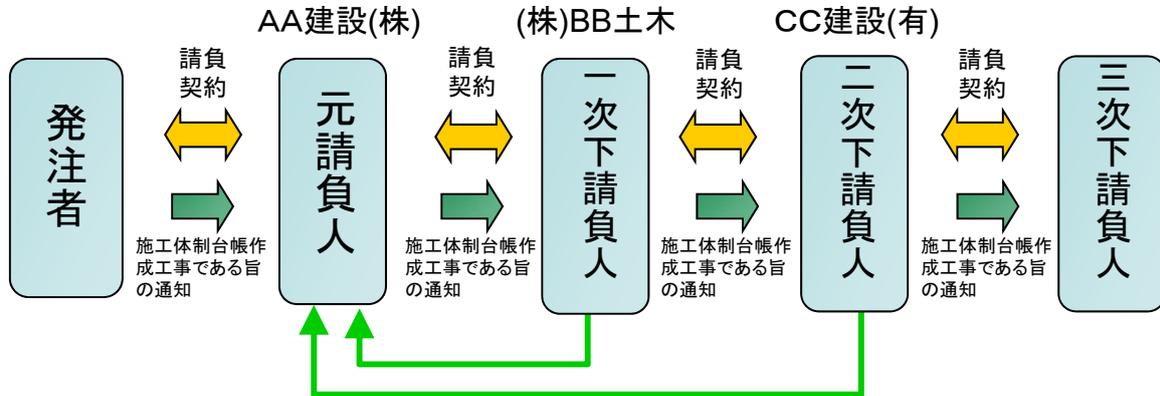
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、神奈川県が発注する共通仕様書に基づく工事(原則、契約金額150万円以上)では、**国に準拠し、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期の記載を求めています。**
 [「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月23日 国関整技調第12号)]

- 施工体制台帳の構成
- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(元請業者が作成)
 - ② 再下請負通知の記載事項と添付書類(再下請を行う下請業者が作成)



5 再下請負通知書とは

下請負人がさらにその工事を再下請した場合、**元請である特定建設業者に対し、再下請通知書を提出しなければならない**



元請に再下請負通知書を提出

(元請に直接ではなく、上位の下請負人を經由して提出でも可)

6 施工体系図とは

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所に掲げなければならない

○施工体系図(作成例参照)は、各下請負人の施工分担関係を表示したもので、いわば施工体制台帳の要約版である。

○公共工事については、「**工事関係者が見やすい場所**」及び「**公衆が見やすい場所**」にも掲示することが法律上(入契法)義務付けられている。

7 施工体制台帳のチェックポイント

チェックポイント

- ・施工体制台帳に記載漏れがないか、また必要な添付書類が添付されているかどうか
- ・元請の施工範囲を確認し、一括下請負の可能性がないか。併せて上請け、横請けの可能性についても確認
- ・下請の中に無許可業者が存在する場合は、所定の金額を超えて請け負わせていないか

元請業者に関するチェック

1. 請け負った工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
2. 現場代理人等通知書と、台帳記載の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は同一であるか
3. 主任技術者又は監理技術者に必要な資格は有しているか
4. 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的雇用関係(3ヶ月以上)は適正であるか
5. 専門技術者について、工事内容に応じた資格を有しているか
6. 工事内容は具体的に記載されているか

下請業者に関するチェック

1. 下請負の工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
2. 3500万円以上(建築一式工事は7000万円以上)の下請契約の場合、主任技術者は専任であるか
3. 主任技術者に必要な資格は有しているか
4. 工事内容は具体的に記載されているか
5. 再下請する場合、再下請通知書は添付されているか
6. 下請契約書について、建設業法第19条に規定する契約書面の必須記載事項14項目は明確になっているか
 - ・工事内容は明確になっているか(1式ではだめ)
 - ・支払い方法は明確になっているか(現金もしくは手形、手形の場合は割引期間が適正か)
 - ・材料や機械に関する定めは明確になっているか

建設業法第19条 (建設工事の請負契約の内容)

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着工及び完工の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 5 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高払の時期及び方法
- 6 設計変更、工事着手の延期又は工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- 7 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 8 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 9 第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- 10 支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- 11 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡の時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 瑕疵を担保すべき責任又は責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め
- 14 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

500万円未満(建築一式工事の場合は1500万未満、又は延べ床面積が150m²未満の木造住宅)の工事は、「軽微な建設工事」として建設業の許可を受けなくても施工することができる。
ただし、「軽微な建設工事」に該当するか否かの判断をする際には、注文者が材料を提供する場合に、その市場価格及び運送費を請負代金に加えた額で判断するとされているため注意が必要。
〔建設業法施行令第1条の2第3項より〕

【関係法令】

○建設業法 第24条の8

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)第15条

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律) 第16条

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

施工体制台帳の記載例

国土交通省
関東地方整備局
土木工事書類作成
マニュアルより抜粋
(令和3年3月時点最新)

施 工 体 制 台 帳					
[会社名]		① ○○建設株式会社			
[事業所名]		② △△支店			
③ 建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		
	土、と、石、鋼、筋、ほ 工事業	④ 大臣 ⑤ 特定 知事 一般 第 7777777 号	15年 7 月 7 日		
	電気通信 工事業	④ 大臣 ⑤ 特定 知事 一般 第 8888888 号	15年 7 月 7 日		
工事名称及び 工事内容		④ ○○築堤護岸工事/築堤 L=200m、護岸ブロック1500m2.....			
発注者名 及び住所		〒 ⑤ ○○局 ○○河川道路事務所 〒○○-○○ △△県○○市○○町7-7-7			
⑥ 工期	自	19年 7 月 7 日	契約日		
	至	20年 3 月 25 日		19年 7 月 1 日	
⑦ 契約営業所	区分	名 称	住 所		
	元請契約	○○建設(株) △△支店	△△県××市○○町1-2-3		
	下請契約	○○建設(株) □□支店	□□県××市○○町4-2-2		
⑧ 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		④ 加入 ⑤ 未加入 適用除外	④ 加入 ⑤ 未加入 適用除外	④ 加入 ⑤ 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区 分 ⑨ 営業所の名称	⑩ 健康保険	⑪ 厚生年金保険	⑫ 雇用保険
		元請契約	本社	○○-○○○○	○○○○○○○○
	下請契約	△△支店	同上	同上	同上
発注者の監督員名	⑬ ○○出張所長	権限及び意見 申出方法	⑭ 契約書第9条第2項に関する権限 意見申出方法=書面		
監督員名	⑮ 建設 一郎	権限及び意見 申出方法	⑯ 書面		
現場代理人名	⑰ 建設 一郎	権限及び意見 申出方法	⑱ 契約書第10条第2項に関する権限 意見申出方法=書面		
監理技術者名	⑲ ① 専任 ② 非専任 建設 一郎	資格内容	⑳ 1級土木施工管理技士		
専 門 技 術 者 名	⑳	専 門 技 術 者 名	㉑		
	㉒	資 格 内 容	㉒		
	㉓	担 当 工 事 内 容	㉓		
外国人建設就労者の 従事の有無	有 無	外国人技能実習生の 従事の有無	有 無		

施工体制台帳の記入上の留意事項

①	工事請負契約を締結した会社名を記載
②	請負契約(工事)を担当する支社又は営業所名を記載
③	建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 ・請け負った建設工事に係わる建設業の種類のみならず、許可を受けて営む建設業の全てを記載 ・「土木」→「土」、「建築」→「建」等略称で可 ・許可期間は5年間のため、様式記載時における最新の更新年月日を記載
④	工事請負契約を締結した「工事名称」と「工事内容」は工種・施工規模(延長や面積等)を記載。
⑤	工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「住所」を記載。
⑥	工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」を記載。
⑦	「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した支店・営業所等を記載、 「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を締結した支店・営業所等を記載
⑧	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、 従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む
⑨	元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を記載
⑩	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認 に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理 記号及び事業所番号を記載。
⑫	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬	工事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「主任監督員の官職」を記載。 (例) ○○出張所長が主任監督員の場合「○○出張所長」 ○○監督官が主任監督員の場合「○○監督官」と記載
⑭	発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条2項の権限」と記載、 意見方法は工事請負契約書第9条第4項に規定されている「書面」と記載。
⑮	監督員とは、元請業者が下請業者との間において下請負契約における指示・協議できる権限が 与えられている者であり、例えばその権限が現場代理人に委任されている場合には 「現場代理人名」を記載。
⑯	元請業者と下請業者で締結された下請契約書における監督員の権限と意見方法を記載
⑰	工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を記載
⑱	権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されている権限。 意見方法は、工事請負契約書第10条第5項に規定されている「書面」と記載。
⑲	建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載 ・「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける
⑳	監理技術者が建設業法第27条に定める技術検定の資格を記載 (例) 一級土木施工管理技士
㉑	専門技術者を置く場合に記載
㉒	専門分野における専門技術者が必要な資格を記載 (例) 鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)若しくは技能 検定(鉄筋施工図作成作業)又は技能検定(鉄筋組立作業)
㉓	専門技術者が担当する工事内容を記載

〈下請負人に関する事項〉

会社名	① (株)〇〇土木	代表者名	②
住所 電話番号	③ 〒〇〇-〇〇 ××県△△市××町 5-5-6 (TEL. - -)		
工事名称 及び 工事内容	④ 「〇〇築堤護岸工事」/ 築堤護岸工		
工期	自 ⑤ 19年 7 月 20 日 至 20年 3 月 25 日	契約日	⑤ 19年 7 月 19 日

⑥ 建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と、筋 工事業	大目 ⑥ 特定 知事 一般 第 999999 号	16年 9月 1 日
	工事業	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	⑦ 保険加入 の有無	健康保険 ⑧ 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 ⑩ 加入 未加入 適用除外	雇用保険 ⑪ 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	⑨ 営業所の名称 〇〇営業所	⑨ 健康保険 〇〇健康保険組合	⑩ 厚生年金保険 〇〇〇〇〇〇
		⑪ 雇用保険 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇		

現場代理人名	⑫
権限及び 意見申出方法	⑬
※主任技術者名	⑭ 専任 〇〇 〇〇 非専任
資格内容	1級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	⑮ × × × ×
安全衛生推進者名	⑯
雇用管理責任者名	⑰
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑳

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳の記入上の留意事項

① 下請負契約書を締結した「会社名」を記載
② 下請契約者の「代表者名」を記載
③ 下請契約者の「住所」及び「電話番号」を記載
④ 下請負契約における工事内容(工種・数量)を記載
⑤ 下請契約における「工期」、「契約日」を記載
⑥ 下請負業者が、当該工事の施工に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載 ・建設業許可を必要としない工事であれば記載しない。
⑦ 各保険の提供を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧ 請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあたっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪ 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場代理人の氏名を記載。 ・下請契約書に現場代理人の選任が明記されていない場合は、必要なし。
⑬ 締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載
⑭ 主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず、分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載 ・下請契約額が500万円未満の場合は、主任技術者を定める必要はない。(建設業の許可無しの場合) ・下請契約額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超える場合は、主任技術者は「専任」である。
⑮ 安全衛生責任者は、下請業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められており、元請が統括安全衛生責任者を選任した現場において定める必要がある。
⑯ 安全衛生推進者は、元請及び下請それぞれの事業者が、それぞれの労働者が10人以上～50人未満の現場において、定めなければならない。
⑰ 雇用管理責任者とは、雇用改善法第5条に定められている者で、建設事業に従事する事業者のみが選任することとされている。
⑱ 専門技術者を置く場合に記載
⑲ 専門分野における専門技術者の必要な資格を記載
⑳ 専門技術者が担当する工事内容を記載

再下請通知書の記載例

平成 年 月 日

再 下 請 負 通 知 書

発注者
注文書名 ① ○○建設株式会社 【別紙下請負書あり】

現場
代理人名 ② 建設 一前

住所 ④ 〒○○-○○
△△番○○街○○町1-1-1

会社名 (株)○○建設

代表者名 _____

元請名称	<u>③ ○○建設株式会社</u>		
------	-------------------	--	--

※目付に関する事項

工事名称 及 工 事内容	<u>⑤ ○○変換護岸工事 / 築堤護岸工事</u>		
⑥ 工期	自 平成19年7月20日	契約日	平成19年7月19日
	至 平成20年3月25日		

⑦ 建設者の 許 司	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と、新	大 ⑧ ⑨ 建設 一般 重 999999 号	平成18年 9月 1日

総務課 の加入状況	⑩ 保険加入の有無	⑪ 労働者健康保険	⑫ 厚生年金保険	⑬ 雇用保険
	事業所単位 記号等	⑭ 加入 未加入 適用除外	⑮ 加入 未加入 適用除外	⑯ 加入 未加入 適用除外

監督員名	<u>⑭</u>	安全衛生責任者名	<u>⑮</u> M M M M
種別及び 署名の方法	<u>⑯</u>	安全衛生推進者名	<u>⑰</u>
現場代理人名	<u>⑱</u>	雇用管理責任者名	<u>⑲</u>
種別及び 署名の方法	<u>⑳</u>	※専門技術者名	<u>㉑</u>
※主任技術者名	⑳ 主任 非主任	責任作業	<u>㉒</u>
		担当工事内容	<u>㉓</u>
資格内容	<u>㉔</u>	※専門技術者名	<u>㉕</u>
		責任作業	<u>㉖</u>
		担当工事内容	<u>㉗</u>

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

再下請通知書の記入上の留意事項

①	下請負契約書を締結した直近上位の会社名を記載
②	直近上位の契約者の現場代理人名を記載。ただし、現場代理人が選任されていない場合は記入の必要はない。
③	元請業者名を記載
④	再下請を行った下請負業者の住所及び電話番号等を記載
⑤	報告下請負業者が実施する工事内容(工種・数量)を記載
⑥	下請契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑦	下請負業者の、当該工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑧	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑨	請負契約に係る営業所の名称を記載
⑩	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑫	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬	監督員とは、下請負業者と再下請負業者間における再下請負契約書に基づく指示・協議ができる権限が与えられている者で、その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載。再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭	下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載
⑮	下請負工事を請け負った会社の現場代理人の氏名を記載。 下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし
⑯	直近上位の注文者と報告下請業者で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑰	主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載。
⑱	安全衛生責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
⑲	安全衛生推進者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
⑳	雇用管理責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
㉑	専門技術者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
㉒	専門技術者が担当する工事内容は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する

<<再下請負関係>> 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	① (株)◇◇鉄鋼	代表者名	②
住所	③ 〒〇〇-〇〇 △△県〇〇市〇〇町7-7-7		
工事名称及び工事内容	④ 〇〇築堤護岸工事 / 型枠・鉄筋工事		
工期	⑤ 自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 3月15日	契約日	⑤ 平成19年 7月 31日

⑥ 建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	と、筋 工事業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 8888888 号	平成18年 6月 1日
	工事業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	

健康保険等の加入状況	⑦ 保険加入の有無 事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		⑧ 加入 未加入 適用除外	⑨ 加入 未加入 適用除外	⑩ 加入 未加入 適用除外
	⑧	⑨ 健康保険	⑩ 厚生年金保険	⑪ 雇用保険
		⑧		

現場代理人名	⑫
権限及び意見申出方法	⑬
※主任技術者名	専任 ⑭ □□ □□ 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	⑮ 〇〇 〇〇
安全衛生推進者名	⑯
雇用管理責任者名	⑰
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑲
※専門技術者名	⑲
資格内容	⑲
担当工事内容	⑲

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

再下請負通知書の記入上の留意事項

①	下請負契約書を締結した再下請負会社名を記載
②	下請負契約者を請け負った再下請負会社の代表者名を記載。
③	再下請負契約者の住所及び電話番号を記載
④	再下請負を行う工事内容(工種・数量)を記載
⑤	再下請負契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑥	再下請業者の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑦	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧	請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫	再下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑬	下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭	主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載
⑮	安全衛生責任者は、再下請負業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められている。
⑯	安全衛生責任者は、安衛法第12条の2に定められている。
⑰	雇用管理責任者は、雇用改善法第5条に定められている。
⑱	土木工事一式を請け負った場合で、土木以外の専門技術者が必要な分野(建築・機械・電気等)の工事内容がある場合、有資格者の名前を記載
⑲	専門技術者が担当する工事内容を記載

年 月 日

再下請負通知書 (作成例)

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住所 _____

元請名称・ 事業者ID	_____
住所	_____
会社名・ 事業者ID	_____
代表者名	_____

《自社に関する事項》

称 名 及 住 所 内 容	_____
工 事 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
注 文 者 と の 契 約 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

建 設 業 の 可 許	施 工 に 必 要 な 許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業 大 臣 特 定 知 事 一 般	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工 事 業 大 臣 特 定 知 事 一 般	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険
		加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外
	事 業 所 整 理 記 号 等	営 業 所 の 名 称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険
			雇 用 保 険	雇 用 保 険

監 督 員 名	安 全 衛 生 責 任 者 名
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	安 全 衛 生 推 進 者 名
現 場 代 理 人 名	雇 用 管 理 責 任 者 名
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	専 門 技 術 者 名
主 任 技 術 者 名	資 格 内 容
資 格 内 容	担 当 工 事 内 容

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有	無	外 国 人 建 設 就 業 者 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有	無
---	---	---	--	---	---

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 ・ 事 業 者 ID	代 表 者 名
住 所 番 号	
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容	
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建 設 業 の 可 許	施 工 に 必 要 な 許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業 大 臣 特 定 知 事 一 般	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工 事 業 大 臣 特 定 知 事 一 般	第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険
		加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外
	事 業 所 整 理 記 号 等	営 業 所 の 名 称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険
			雇 用 保 険	雇 用 保 険

現 場 代 理 人 名	安 全 衛 生 責 任 者 名
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	安 全 衛 生 推 進 者 名
主 任 技 術 者 名	雇 用 管 理 責 任 者 名
資 格 内 容	専 門 技 術 者 名
	資 格 内 容
	担 当 工 事 内 容

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有	無	外 国 人 建 設 就 業 者 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有	無
---	---	---	--	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日

(次)会社名
・事業者ID

年 月 日

番号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険 雇用保険	雇入・職長 特別教育	技能講習		免 許	受入教育 実施年月日		
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (理) …現場代理人 (作) …作業主任者 (注) 2. (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
- (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (危) …危険有害業務・再発防止教育
- (外) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (工) …1号特定技能外国人

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合は左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

受注者の工事書類保存期間について

○ 背景

構造計算書偽造事件により失われた建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が成立し（平成18年12月20日公布）、建設業法についても一部改正された。

これを受けて、建設業法施行規則の一部改正等について（平成20年11月28日施行）により、新たに保存を義務付けることとなる「営業に関する図書」の具体的内容を定めた。

○ 制定内容（営業に関する図書の保存について）

建設業の営業に関する書類として、これまで、「請け負った工事の名称等を記載した帳簿」及びその添付資料として「請負契約の写し」等の保存を義務付けてきた。

今般の法改正を受けて、新たに、紛争の解決の円滑化に資する書類として、以下の図書の保存を義務付ける。

- [1] 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- [2] 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたものに限る。）
- [3] 施工体系図

保存義務の対象者は、元請責任の徹底の観点から、発注者から直接工事を請け負う元請業者とする（[3]施工体系図については、省令上の作成義務のある工事のみを対象とする。）。

保存期間は、瑕疵担保責任期間（10年）を踏まえて1.0年とする。

建設リサイクルについて

1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

（１）に示す建設資材を用いた建築物などの解体工事、又はこれらを使用する新築工事などで（２）の規模以上の工事（以下「対象建設工事」という。）については、施主（発注者）が建設リサイクル法に基づき届出を行う必要があります。

（１） 特定建設資材

- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート

特定建設資材に該当する具体的な資材の代表的事例は、神奈川県ホームページ「特定建設資材の代表的事例：建設リサイクル法」

《URL》 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11954.html>

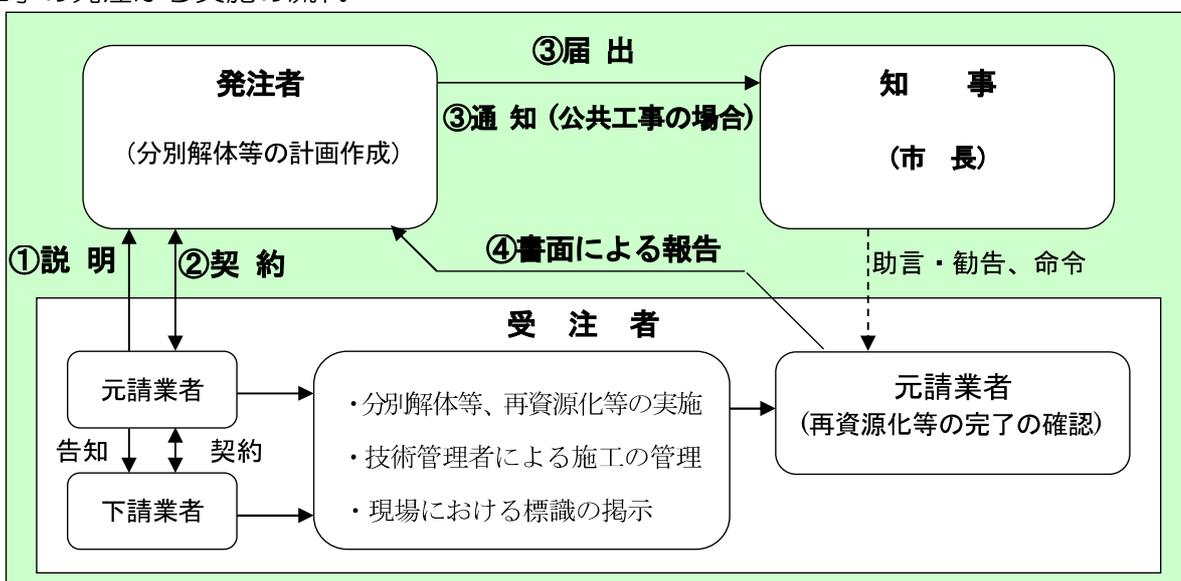
（２） 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

備考 表中請負代金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、対象建設工事の受注者等は、当該工事を施工する場合、一定の技術基準に従って**分別解体**し、**再資源化**することが義務付けられています。

2 工事の発注から実施の流れ



①～④における主に必要となる様式

		主に必要な様式	
①	説明	参考資料 1	参考資料 2 の別表 1～3 のいずれか
②	契約	参考資料 3	参考資料 4 の各様式のいずれか
③	届出	参考資料 2 の様式第一号	参考資料 2 の別表 1～3 のいずれか + その他（工程表など）
	通知（公共工事の場合）	参考資料 6	
④	書面による報告	参考資料 7	

説 明 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(発注者)

神奈川県○○土木事務所長 様

必ず日付は記入すること

氏名 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○

(郵便番号○○○-○○○○) 電話番号○○○- ○○ -○○○○

住所 神奈川県○○市○○町○○-○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

公共工事の場合は届出書ではなく通知書なので、不要

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

別表1～3のいずれかを添付する

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③図面又は写真

④その他の別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

(参考資料 2)

(A4)

別表1 (A4) 建築物に係る躯体工事

Table with 4 columns: 建築物の状況, 建築物に關する調査の結果, 作業場所, 残存物品. Rows include construction type, site conditions, work status, and remaining items.

別表1

(A4)

届出書

Header information section including applicant name, address, and contact details.

1. 工事の概要

1-1. 工事の概要 (Project Overview) form with fields for name, location, and purpose.

2-1. 元請業者(請負契約)による当該工事を行う場合は記載不要

2-1. 元請業者(請負契約)による当該工事を行う場合は記載不要 (Optional field for general contractor).

2-2. 下請業者(請負契約)を受け、躯体工事を行う場合は、(別紙)に記入する

2-2. 下請業者(請負契約)を受け、躯体工事を行う場合は、(別紙)に記入する (Optional field for subcontractors).

3. 対象建設工事の元請業者から当該建設工事の発注による発注を受けた年月日

3. 対象建設工事の元請業者から当該建設工事の発注による発注を受けた年月日 (Date of order received).

4. 分別解体等の計画等

4. 分別解体等の計画等 (Separation and disposal plan) form.

5. 工事の概要

5. 工事の概要 (Project Overview) form.

備考

備考 (Remarks) section for additional information.

別表1は、該当箇所には「」を付すこと。

請負契約書の例

神奈川県公共工事標準請負契約約款
工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥
- 5 前 金 払 する(請負代金額の10分の4以内) しない
中間前金払 する(請負代金額の10分の2以内) しない
- 6 部 分 払 する(回以内) しない
- 7 契約保証金
(A) ¥
〔注〕たとえば、請負代金額の10分の1の額を記入する。
(B) 神奈川県財務規則(昭和29年2月神奈川県規則第5号)第28条
第 号の規定により免除する。
- 8 請負代金支払場所 神奈川県指定金融機関
株式会社横浜銀行県庁支店
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入し、各自押印する。

記載例

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごと	作業内容	分別解体等の方法
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

現場で解体して積み込むまでの経緯費を諸経費込みで計上する。

1,500,000 円(税込)

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)

ワカライト県、ワカライト県、建設発生木材の3品目分のみを計上する。

別紙のとおり

800,000 円(税込)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する。

記載例

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごと	作業内容	分別解体等の方法
① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④ 屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥ その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)

ワカライト県、ワカライト県、建設発生木材の3品目分のみを計上する。

別紙のとおり

800,000 円(税込)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する。

(参考資料5)

■請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、分別解体等省令第4条）の具体的内容

記載項目		記載の有無			
		分別解体等の方法 (分別解体等省令第4条1号)	解体工事に要する費用 (同4条2号)	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (同4条3号)	再資源化等に要する費用 (同4条4号)
届出に係る対象建設工事の種類		全ての建設資材に係る分別解体等の工程について記載する。	全ての建設資材に係る解体工事の費用について一括して記載する。	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。	特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る費用について一括して記載する。
		(手作業、手作業・機械作業併用の別など)		(名称(注1) 所在地)	
				(注2)	(注2)
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替	○	×	○	○
建築物以外のもの (注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は、各品目ごとに複数記入可。

(注2) 産業廃棄物の排出事業者は原則として元請業者であることから、下請契約は再資源化等を含まない解体工事のみの契約となるので、対象建設工事の一部を下請けさせた場合、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3) 土木工事等をいう。

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなどの維持補修系の工事等が含まれる。

記載例

通 知 書

令和〇年〇月〇日

知事

神奈川県 市区町村長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名: 神奈川県〇〇土木事務所 神奈川太郎

住 所 : 神奈川県〇〇市〇〇町 〇〇—〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	神奈川県〇〇土木事務所 道路都市課	
	担当者職氏名	道路建設班	ユウジイチロウ 工事一郎
	電話番号	〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇(内線 〇〇)	
工事の内容	工事の名称	令和〇年度 県道〇〇号線道路補修工事(その〇)	
	工事の場所	神奈川県〇〇市〇〇町 地内	
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(舗装工事)注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 1,000万円(税込) 建築物及び工作物に関する調査の結果等 飛散性石綿の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 フロン類使用機器 <input type="checkbox"/> 有(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	工期	令和〇年〇月〇〇日~令和〇年〇月〇〇日 工事着手予定日: 令和〇年〇月〇〇日	
請負者	会社名	〇〇建設株式会社	現場代理人氏名 フリガナ ゲンバジロウ 現場二郎
	所在地	〒〇〇〇—〇〇〇〇 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇	
	電話番号	〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇	FAX 〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

※受付番号:

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例: 舗装、築堤、土地改良等)

記載例

再資源化等報告書

令和〇年〇月〇〇日

(発注者)
神奈川県〇〇土木事務所長 様

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号〇〇〇- 〇〇 -〇〇〇〇
住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1. 工事の名称 令和〇年度 県道〇〇号線道路補修工事(その〇)
- 2. 工事の場所 神奈川県〇〇市〇〇町 地内
- 3. 再資源化等が完了した年月日 令和〇年〇月〇〇日
- 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇チップ工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

- 5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 28 万円(税込み)
(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

次のような建設資材を搬入する建設工事が対象となる
1. 土砂・・・1,000m3以上 2. 砕石・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・200t以上

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

次のような指定副産物を搬出する建設工事が対象となる
1. 建設発生土・・・1,000m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が200t以上

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

3 建設リサイクル法の届出等 窓口一覧表

(1) 届出（公共工事では通知）受理窓口（分別解体等に関する窓口）

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県土木事務所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5 046-853-8800
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1 0463-22-2711
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28 046-223-1711
		東部センター	〃	海老名市、座間市、綾瀬市
	県西土木事務所	〃	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2 0465-83-5111
特定行政庁	横浜市	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階 045-671-3446
	川崎市	建築管理課（建築物等〔解体・新築・リフォーム工事〕）	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階 044-200-3088
		技術監理課（土木等工事）		川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパークビル17階 044-200-2764
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-8319
	藤沢市	建築指導課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1 0466-50-3539
	相模原市	建築・住まい政策課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8253
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10 0467-23-3000
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階 046-225-2430
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 (代表) 0463-23-1111
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300 0465-33-1435
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2 0463-83-0883
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 0467-82-1111
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1 046-260-5426

(2) 再資源化に関する窓口

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県地域県政総合センター	横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-19 046-823-0210
	県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1 046-224-1111
	湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1 0463-22-2711
	県西地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市荻窪350-1 0465-32-8000
指定都市等	横浜市	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階 045-671-2513
	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階 044-200-2581
	横須賀市	廃棄物対策課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-8523
	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8335

(3) 法全般に関する窓口

	担当課	住所	電話番号
分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203
再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-4147

※ 解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当（045-313-0722（直通））になります。

4 建設リサイクル法関連のホームページのご案内

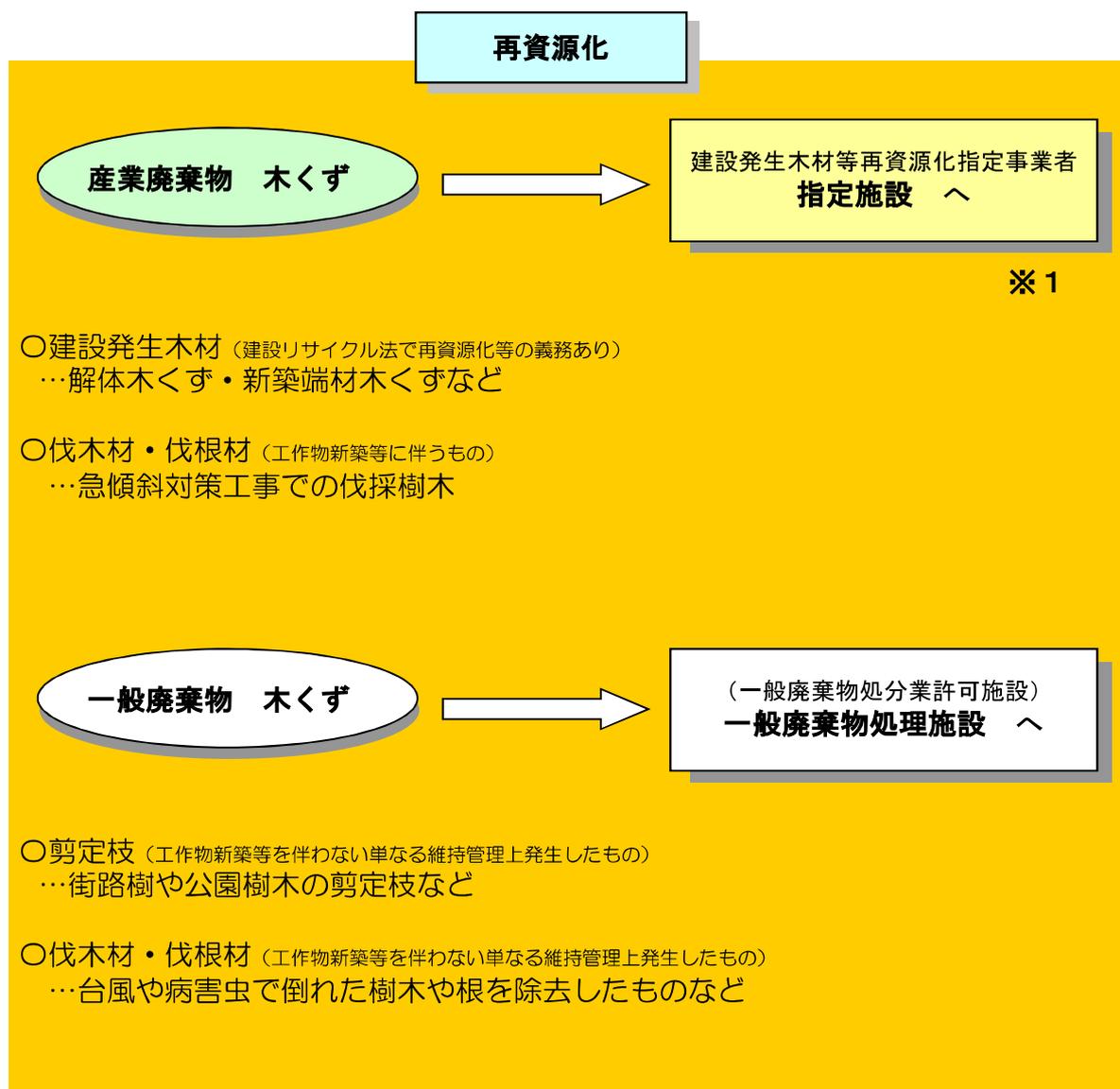


建設リサイクル法関連のホームページは、神奈川県ホームページ「神奈川の建設リサイクル」

《URL》<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/>

5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて

県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。



※1

指定事業者の登録名簿は、
神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」
《URL》<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11964.html>

6 建設副産物実態調査（センサス）

○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査

○調査票の種類

① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

搬入する建設資材 9 品目

※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。

② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

搬出する建設副産物 15 品目

○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象

○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{*1}』によりデータを作成する。

COBRIS のホームページ：<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

（COBRIS の利用申し込みは次ページ参照）

（操作方法は COBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認）

- ① 当初契約時点でのデータを入力（「再生資源利用（促進）計画書ー建設リサイクルガイドライン様式ー」の作成）
- ② 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を印刷し、監督員に提出
- ③ 工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用 {促進} 実施書」に書き換え
- ④ 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認
- ⑤ 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」を印刷し、監督員に提出
- ⑥ 監督員に登録データの確認を受ける

※1 COBRIS とは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行された ID とパスワードにより専用の WEB サイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでの CREDAS^{*2} とほぼ同様です。

なお、COBRIS の利用にあたっては、工事を監理できる支店・事務所単位^{*3} で利用料金が発生します。県発注工事では、利用料金は共通仮設費に既に含まれています。

※2 CREDAS は平成 30 年 3 月 31 日付で廃止されています。平成 29 年度以前の工事のみ CREDAS による調査票の作成及び提出が可能です。

※3 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1 つの支店、営業所毎に 1 つの ID となっており、1 つの ID で複数名が同時にログインし、作業が可能。

○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html>

建設副産物情報交換システム（COBRIS） 入力方法統一基準

COBRIS 入力時に「**搬出先の種類**」等の選択間違いが多く発生しています。以下の入力方法に基づき搬出先の再確認をお願いします。

COBRIS 入力画面

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設木材 A・B
については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは4又は5を入力する。

搬出先の情報を入力。

コード	説明
1. 土砂	土砂(指定工場・指定業者に指定されたもの)
2. 砕石	砕石(指定工場・指定業者に指定されたもの)
3. 砕石	砕石(指定業者)

コード	説明	コード	説明
1. 砕石	砕石	7. 砕石	砕石(指定業者)
2. 土砂	土砂(指定業者)	8. 土砂	土砂(指定業者)
3. 砕石	砕石(指定業者)	9. 砕石	砕石(指定業者)
4. 砕石	砕石(指定業者)	10. 砕石	砕石(指定業者)
5. 砕石	砕石(指定業者)	11. 砕石	砕石(指定業者)
6. 砕石	砕石(指定業者)	12. 砕石	砕石(指定業者)

1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A、B について

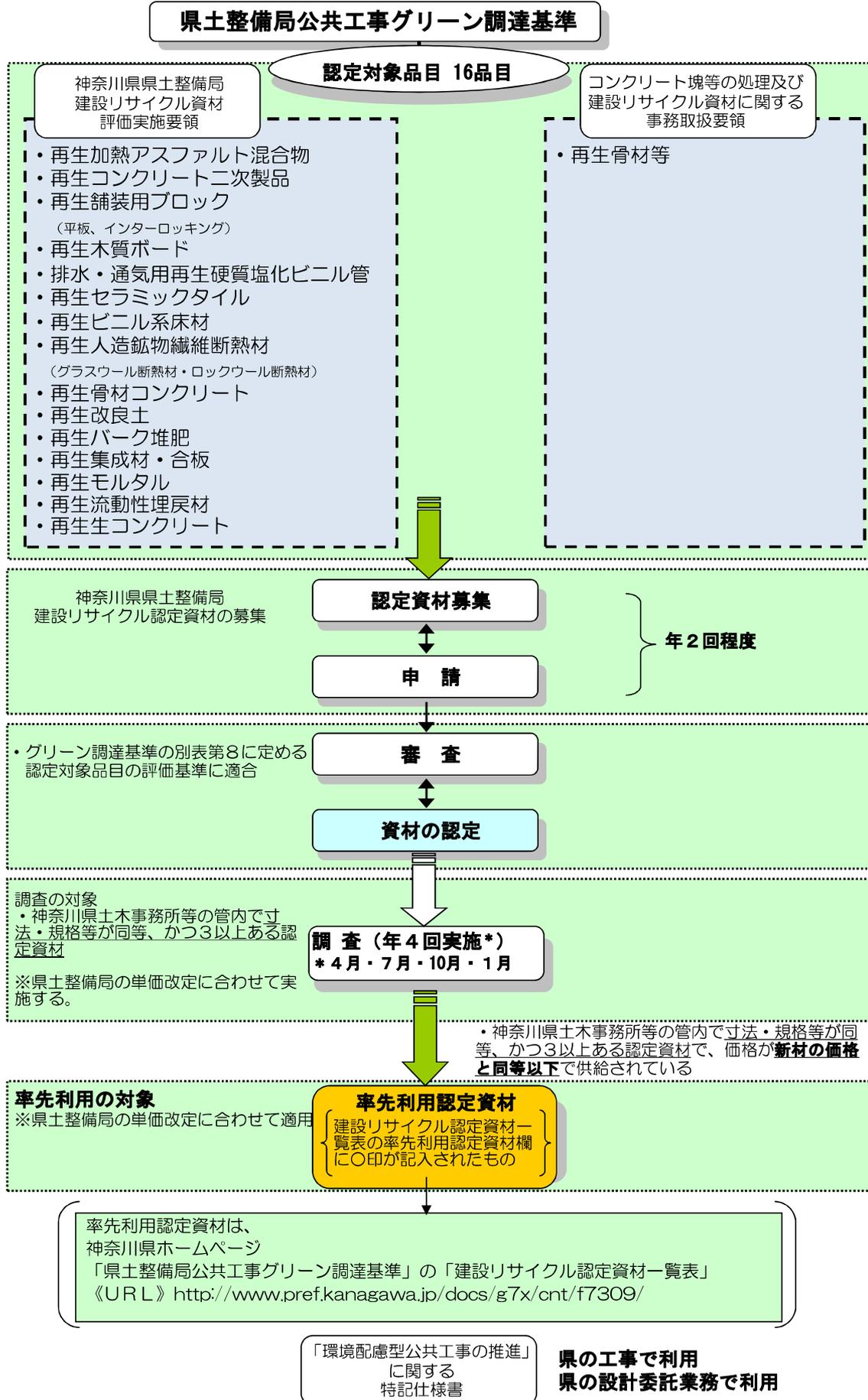
一定規模以上の工事（土木工事では 500 万円以上）は建設リサイクル法により再資源化等を行うことが定められています。そのため、「**8. 最終処分**」が選択されている場合、搬出先に誤りが無いか再確認して下さい。

なお、**神奈川県の指定工場**に搬出している場合は「**4. 中間合材**」又は「**5. 中間合外**」を選択して下さい。

2 再生砂（RC-10）について

建設資材として再生砂（RC-10）を利用した場合、建設資材品目コードは「**1土砂**」、小分類コードは「**8再生コンクリート砂**」を選択してください。

7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について



工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

神奈川県土木整備局は「県土整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。

よって、本工事の実施にあたってはこれらの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. **現場で利用する資機材等は、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f7309/）に掲載された「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の活用方針及び設計書を参考にすること。**
また、下表の認定対象品目のうち、**レ印が記入されたもの**については、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f7309/）に掲載された「神奈川県土木整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「**優先利用認定資材**」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
7. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加熱アスルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

（適用目）

この特記仕様書は、令和2年8月1日から適用する。

県土整備局公共工事グリーン調達基準

（特定調達品目）

資材	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーンソシ詰め材	フェロニッケルスラグを用いたケーンソシ詰め材
	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	下塗用塗料（面防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	LED道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	断熱サッシ・ドア	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	水蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小機器
	大便器	再生材料を使用した型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生舗装工法	間伐材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	低十低減型ソイルセメント柱列工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	緑地緑化

（認定対象品目）

資材	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスルト混合物	<input type="checkbox"/> 再生骨材等	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート二次製品
	<input type="checkbox"/> 再生舗装用ブロック <small>（旧称、インテグレーションブロック）</small>	<input type="checkbox"/> 再生木質ボード	<input type="checkbox"/> 排水・透気用再生硬質塩化ビニル管
	<input type="checkbox"/> 再生セラミックタイル	<input type="checkbox"/> 再生ビニル系床材	<input type="checkbox"/> 再生人造植物繊維断熱材 <small>（グラスウール系断熱材、ロックウール系断熱材）</small>
	<input type="checkbox"/> 再生骨材コンクリート	<input type="checkbox"/> 再生改良土	<input type="checkbox"/> 再生パーク地氈
	<input type="checkbox"/> 再生集材材・合板	<input type="checkbox"/> 再生モルタル	<input type="checkbox"/> 再生流動性埋戻材
	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート		

設計委託業務における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

神奈川県土木整備局は「県土整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。

また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針や国土交通省等の調達方針等も鑑み、公共工事で使用する様々な物品についてリサイクル材など環境配慮型の建設資機材を使用する基準（県土整備局公共工事グリーン調達基準）を設けている。

よって、本業務においても、工事的目的の品質、使用する資材の価格等を十分考慮した上で積極的に環境配慮を心がけた設計を行うこと。

また以下の点について、設計を行う上で十分考慮することとする。

1. 成果品は、再生紙を使用し、両面コピーを行い、資源の有効利用を図ること。
2. **設計で利用する資機材等は、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f7309/）に掲載された「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の活用方針を参考にすること。**
また、下表の認定対象品目のうち、**レ印が記入されたもの**については、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f7309/）に掲載された「神奈川県土木整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「優先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。
3. 設計箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
4. 施工を考えた設計に心がけ、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
5. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加熱アスルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

（適用目）

この特記仕様書は、令和2年8月1日から適用する。

県土整備局公共工事グリーン調達基準

（特定調達品目）

資材	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーンソシ詰め材	フェロニッケルスラグを用いたケーンソシ詰め材
	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	下塗用塗料（面防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	LED道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	断熱サッシ・ドア	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	水蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小機器
	大便器	再生材料を使用した型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生舗装工法	間伐材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	低十低減型ソイルセメント柱列工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	緑地緑化

（認定対象品目）

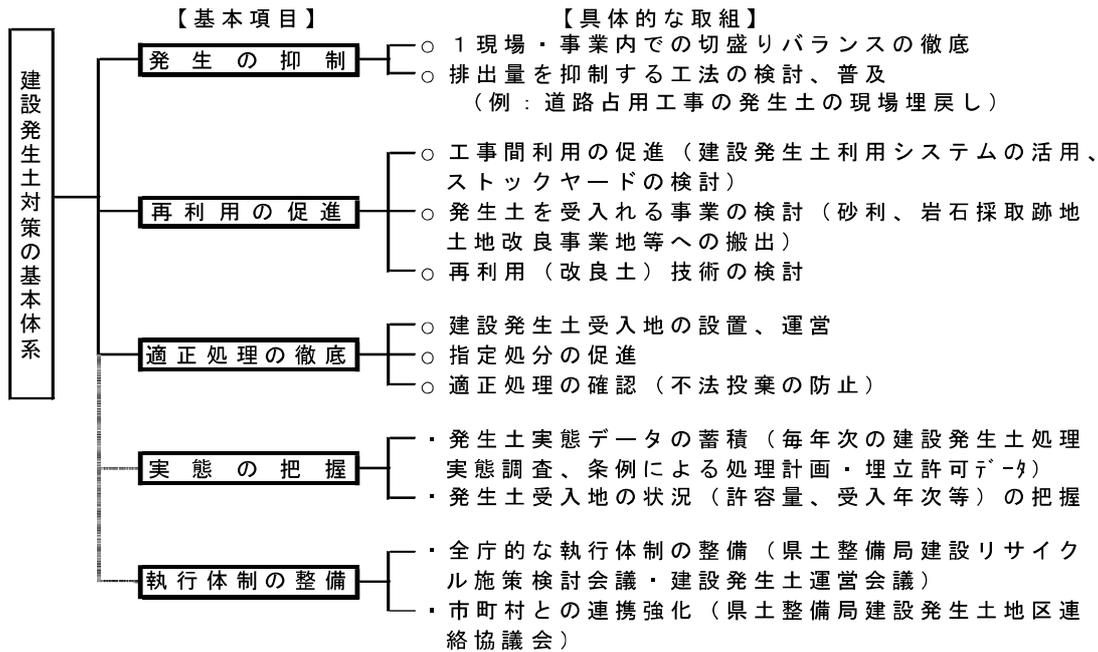
資材	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスルト混合物	<input type="checkbox"/> 再生骨材等	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート二次製品
	<input type="checkbox"/> 再生舗装用ブロック <small>（旧称、インテグレーションブロック）</small>	<input type="checkbox"/> 再生木質ボード	<input type="checkbox"/> 排水・透気用再生硬質塩化ビニル管
	<input type="checkbox"/> 再生セラミックタイル	<input type="checkbox"/> 再生ビニル系床材	<input type="checkbox"/> 再生人造植物繊維断熱材 <small>（グラスウール系断熱材、ロックウール系断熱材）</small>
	<input type="checkbox"/> 再生骨材コンクリート	<input type="checkbox"/> 再生改良土	<input type="checkbox"/> 再生パーク地氈
	<input type="checkbox"/> 再生集材材・合板	<input type="checkbox"/> 再生モルタル	<input type="checkbox"/> 再生流動性埋戻材
	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート		

土砂の適正処理について

1 公共建設発生土対策について

(1) 建設発生土対策の基本体系

- ・ 県では、工事発注者の責務として建設発生土の適正処理を推進しています。
- ・ 「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の徹底」を3本柱に施策を推進しています。

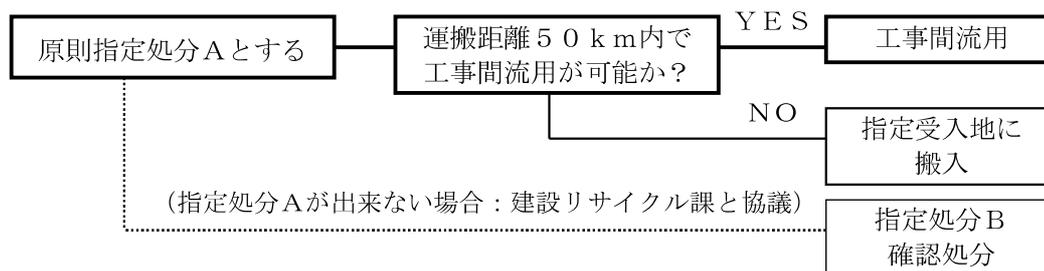


(参考)

- 建設副産物適正処理推進要綱
(平成5年1月12日建設省経建発第3号、建設事務次官通達)
(平成14年5月30日改正国官総第122号他)
要旨：処理する方法、処分先や受入条件を明示するとともに必要な経費を計上する。
搬出の抑制及び工事間の利用の促進
- 事業執行における積算等の留意事項について
(平成4年8月5日建設省厚発第321号他、建設大臣官房地方厚生課長他通知)
要旨：原則として指定処分とする
- 条件明示について
(平成14年3月28日国官技第369号、国土交通大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：残土の受入場所、距離、時間等の条件、再利用及び減量化の内容を設計図書に明示する。
- 公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について
(平成18年6月12日国官技第47号他、大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：発生土は原則として50kmの範囲の他の建設工事へ搬出、発生土を利用する場合は50kmの範囲の他の建設工事の発生土を利用する。

(2) 公共建設発生土の処理実務

① 処理方法の決定フロー



- 不良土（第4種建設発生土や浚渫土砂等）の処理については、脱水処理（天日干し等）や改良材混合等の土質改良を行い、上記フロー図により処理する。（建設汚泥は、建設廃棄物として処理する。）
- 不良土を指定受入地にて処理する場合、次の処理方法について経済比較を行い、安価な処理方法を採用する。
 - 1 土質改良により通常（第1～3種建設発生土）の指定受入地へ搬入する。（ただし、受入地により改良土の受入を行わない場合があるので注意）
 - 2 不良土のまま受入が可能、指定受入地へ搬入する。

② 指定処分A

処理方法	設計又は見積の時点で建設発生土の受入地を指定して処理する方法
受入地の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を必要とする工事箇所（工事間利用） ・土砂の再利用になる受入地（（公財）神奈川県都市整備技術センター受入地、砂利・岩石採取跡地、その他公的受入地） ・その他
処理料金	受入地ごとに設定した料金
運搬距離	50kmを上限とした実距離

③ 例外的な処理

指定処分Aにできない理由がある場合

処理方法	設計または見積の時点で建設発生土の受入地を指定しないで処理する方法	
受入地の種類	工事請負者に受入地を選定させ、確認届を提出させ、適正を確認した受入地	
処理名称	指定処分B	確認処分
摘要	1 工事 1,000 m ³ 以上	1 工事 1,000 m ³ 未満
運搬距離	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上し、受入地が決まった時点で50kmの範囲内で変更する。 ・なお、受入地が複数の場合は、受入地ごとに変更する。 ・ただし、受入地が県外の場合は変更しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上する。 ・受入地によって距離の変更はしない。

(3) 建設発生土積載時等の注意

○ 標準現場説明書による施工条件明示

ア 明示した内容

契約履行にあたっての留意事項中に以下2項目を明示した。

- ① 「(7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。」
- ② 「(8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日条例第35号) を遵守してください。」

イ 県土整備局工事標準現場説明書(抜粋)

(平成26年5月16日適用)

B 契約履行にあたっての留意事項

5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

請負者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年8月2日法律第131号)を遵守し、同法第12条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日条例第35号)を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

[参考] ダンプトラックの荷姿について (検証)

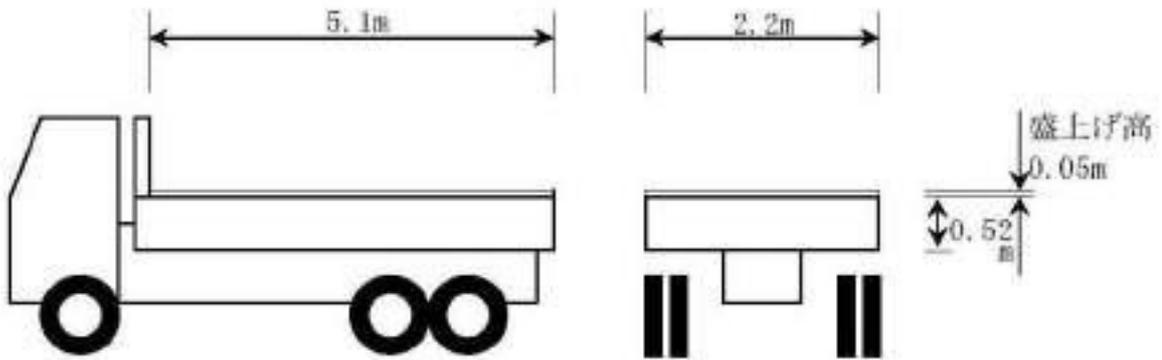
H24.4月より10tダンプ車両の積載土量に変更となっています。

◎ 10t車の積載土量 (発券土量)

土質	<u>地山土量</u>	変化率	ほぐし土量
粘性土	<u>5.277m³</u>	1.3	6.860m ³

◎ 荷姿検証 (盛上げ高0.05mの積載土量)

$$6.860\text{m}^3 > 6.395\text{m}^3 = 5.834\text{m}^3 \text{ (平均的荷台容量)} \\ + (\text{長さ } 5.1\text{m} \times \text{幅 } 2.2\text{m} \times \text{高さ } 0.05\text{m})$$



※ 10t車現行販売車両の荷台寸法 (メーカーWEBサイトから)

メーカー	車種	最大積載量(t)	荷台寸法(長さ×幅×高さ)
いすゞ	LKG-CXZ77AT-KDH-M	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
日野	BDG-PS1EKXA	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
三菱ふそう	LKG-FV50	9.2	5.1m×2.2m×0.52m

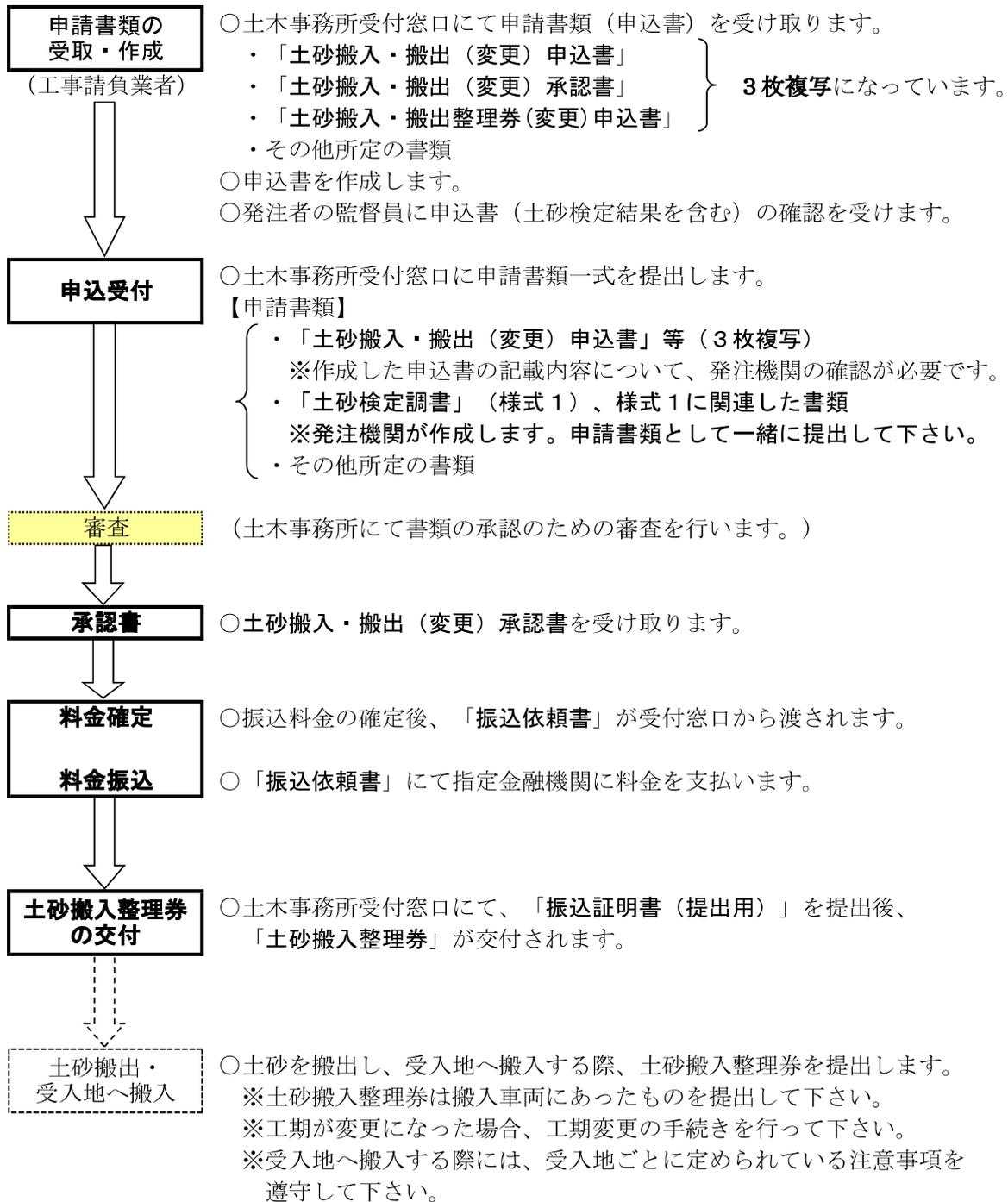
(平成24年3月26日現在)

↓
10t車の平均的荷台容量

$$\underline{5.834\text{m}^3} = \text{長さ } 5.1\text{m} \times \text{幅 } 2.2\text{m} \times \text{高さ } 0.52\text{m}$$

(4) 「土砂搬入整理券」の申請から交付までの流れについて

次に示す手続きの流れは、公共建設発生土受入地であって（公財）神奈川県都市整備技術センターが関与している受入地に、建設発生土を搬出する場合の流れを示したものです。



* 樹建設資源広域利用センター(UCR)受入地については、上記手続きと基本的な流れは変わりませんが、申込書の名称、申請書類等に異なる点がありますので、土木(治水)事務所受付窓口にて手続きを確認して下さい。

* 政令市(川崎市)受入地や他の民間受入地については、それぞれ上記手続きと異なりますので、発注機関担当者に確認の上、建設発生土の搬出手続きを行って下さい。

(参考) 【土砂搬入整理券】の過不足に対する対応について

土砂搬入整理券の過不足が生ずる事例がありましたので、あらためて御注意くださるようお願いいたします。

平成20年11月1日

公共財団法人 神奈川県都市整備技術センター

公共財団法人 神奈川県都市整備技術センターの公共施設等土砂搬入用の整備運営では、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

【土砂搬入整理券】につきましては、設計数量に見合った必要数量をご搬入していただき、設計数量を超えたり不足したり、あるいは設計数量に差が生じている場合があります。その様な場合の対応、対応方法について、併せて取りまとめてまいりましたので、過不足が発生した場合は、事前の対応、事前の対応、お問い合わせをお願いします。

【土砂搬入整理券】の過不足に対する対応について(お問い合わせ)

① 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が不足した。【土砂搬入整理券】が不足する。 ② 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が超過した。【土砂搬入整理券】が超過する。 ③ 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】に不足が生じている。 ④ 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】が超過している。 ⑤ 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。

① 【土砂搬入整理券】が不足した場合
 1) 工事の発注者と協議してください。変更対応により、追加搬入額をご請求いたします。
 2) 発生土の単位体積重量が重く、設計数量に見合った必要数量をご搬入していただく必要がございます。

② 【土砂搬入整理券】が超過した場合
 1) 設計数量に超過がある場合は、超過部分で対応いたします。
 2) 設計数量の超過がない場合は、【土砂搬入整理券】2枚面を発生土の量に合わせた枚数で持参してください。設計数量が超過した場合は、発生土の単位体積重量が重く、設計数量に見合った必要数量をご搬入していただく必要がございます。

③ 【土砂搬入整理券】が不足した理由
 1) 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が不足した。【土砂搬入整理券】が不足する。 2) 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が超過した。【土砂搬入整理券】が超過する。 3) 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】に不足が生じている。 4) 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】が超過している。

④ 【土砂搬入整理券】が超過した理由
 1) 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が超過した。【土砂搬入整理券】が超過する。 2) 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が不足した。【土砂搬入整理券】が不足する。 3) 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】に不足が生じている。 4) 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】が超過している。

⑤ 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している理由
 1) 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。 2) 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。 3) 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。 4) 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。

【土砂搬入整理券】の過不足が生じる原因と基本的な対応について

【土砂搬入整理券】が不足したり、超過したり、あるいは設計数量に差が生じている原因としては、次の様なケースが考えられます。その様な場合の対応、対応方法について、併せて取りまとめてまいりましたので、過不足が発生した場合は、事前の対応、事前の対応、お問い合わせをお願いします。

原因	対応、対応方法
① 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が不足した。【土砂搬入整理券】が不足する。	発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。
② 設計数量と現場に相違があり、発生する土砂量が超過した。【土砂搬入整理券】が超過する。	発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。
③ 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】に不足が生じている。	発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。
④ 設計数量と現場との相違はないが、【土砂搬入整理券】が超過している。	発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。
⑤ 発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。	発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が不足している。発生土の単位体積重量が重く、設計の土砂搬入整理券が超過している。

注) 1. ①、②の場合、設計数量が必要となりますので、事前に発注者にご協議ください。
 2. ③の場合も、発生土の単位体積重量を要しますので事前にご協議ください。
 3. ④、⑤の場合も発生土の単位体積重量を要しますので事前にご協議ください。

本センターは、工務課 TEL. 0467-58-5591

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要 【H29.4.1改正版】

検定対象となる工事

○ 河川等から土砂搬出する工事

※ 河川等とは・・・

- ・ 1級・2級河川、準用河川、普通河川
- ・ 砂防指定溪流
- ・ 港湾、沿岸海域
- ・ 水路等（雨水幹線、都市下水路、幹線農業用水路等）

○ 河川等以外で、1,000㎡以上の土砂を搬出する全工事

- ガソリンスタンド、残土置場、産業廃棄物処分場、軍需工場として利用されていた土地
- 過去に、他の土地から搬入した土砂により造成された土地
- 過去に、有害物質を含む廃棄物が不法投棄された土地
- PRTR法に基づく届出事業者のうち、特定有害物質を使用していた事業者の敷地

以上のような土地から土砂を掘削して搬出する工事

土地履歴確認の対象となる工事

- 河川等以外で、1,000㎡未満の土砂を搬出する工事
(現道内の工事を除く)

土地使用履歴の調査

- 「有害物質使用特定施設※」に係る工場又は事業場の敷地であった土地から土砂を掘削して搬出する工事

※土壤汚染対策法第3条第1項に規定されている、有害物質を製造、使用または処理をする施設のことをいいます。

※ ただし、土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染状況調査」を実施した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準に適合する場合は、この結果をもって検定試験の対象から除外できます。

検定対象外

検定試験の実施

- 試料採取方法：掘削面積900㎡ごとに1箇所（5点混合法）
ただし、河川等から土砂を掘削して搬出する工事は、流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所（5地点まで混合可能）
- 検定項目：溶出量調査27項目、含有量調査 9項目

基準超過項目あり

基準超過項目なし

基準不適合土砂(汚染土壌)

基準適合土砂

「土砂搬入・搬出申込書」+「土砂検定調書(様式1)」により搬入承認を申請

指定処分

※ 詳細調査の方法や基準超過土砂の処分方法は、関係環境部局と協議し、適切に処分を行ってください。

(参考) 土砂検定調書(様式1)の例

工事名: 令和〇〇年度 交通安全施設等整備工事(県単)

搬出土量: 120m³

工事概要: 県道の道路区域内における車両用防護柵の設置・撤去

備考: STEP2「土壌汚染のおそれがある土地に係る調査」について、該当していないことを確認済み。

土砂検定調書		平成28年4月版 (様式1)	
神奈川県 〇〇土木事務所 監			
発注機関	神奈川県 〇〇土木事務所 道路維持課 交通安全施設班		
工事名称	令和〇〇年度 交通安全施設等整備工事(県単)		
工事箇所	〇〇市〇〇二丁目 地内		
工事契約年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発出予定時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
			令和〇〇年〇〇月〇〇日
区分	調査事項		備考
STEP1	搬入地名	〇〇搬入地	
	土質	<input type="checkbox"/> 粘性土 <input checked="" type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 液状土	
	土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 法に基づく土壌汚染状況調査の概要、基準に適合することを確認した	
STEP2	「その他土壌汚染のおそれがある土地」に係る調査		<input type="checkbox"/> 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
STEP3	「河川等」から土砂を搬出して搬出する工事の判別		<input checked="" type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 河川等の管外搬出に該当する工事である <input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である
STEP4	1,000m ³ 以上の土砂を搬出して搬出する工事の判別		<input checked="" type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事である
STEP5	土壌汚染調査の対象かどうかの判別		<input type="checkbox"/> 対象である <input checked="" type="checkbox"/> 対象でない ① 河川等の管外搬出に該当する ② 管内工事かつ搬出土量100m ³ 未満のため、「対象でない」 ③ 添付資料(必須): 工事箇所の位置図
	(ア)	調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい)	<input type="checkbox"/> 基本 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 無し (検査結果一覧)シート(検査結果が1つ以上の場合は、各地可)
	(イ)	特定事業場名等DDBによる土壌汚染調査	<input type="checkbox"/> 基本 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 無し
		添付資料(STEP5を実施した場合は必須です。)	<input type="checkbox"/> 基本 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 無し
STEP6	(イ)	STEP5で検出された特定事業場名	別途「検査結果一覧」シート 参照
	(ウ)	STEP5で検出された特定事業場の所在地	別途「検査結果一覧(合計)」シート 参照
STEP6	当該事業場に	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不詳 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置図を記入して添付すること 土壌汚染のおそれなし
	当該土地に	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	STEP6(イ)に該当する場合は <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し (イ)が(ウ)と異なる場合は <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し
STEP6	当該土地の用途	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不詳 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名等 検定年月日
	当該土地の用途	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不詳 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名 地図調査年月日
STEP6	当該土地の用途	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不詳 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	図取り対象者名
	調査結果	①で「該当箇所あり・不詳」と判定された場合、 ②～⑤のいずれか一つ以上調査すること	<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不詳」 <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」
STEP7	調査日時	搬出量基準: 全27項目 含有量基準: 全8項目 その他()	
	調査実施日	平成 年 月 日	調査実施日 平成 年 月 日
STEP7	調査実施場所	m ²	検定対象全17箇所の数値 備考
	調査実施者		
STEP7	添付資料 (1)～(5)のいずれか	<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 調査対象箇所及び区画図 <input type="checkbox"/> 検定結果確認書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真	
	備考	<input checked="" type="checkbox"/> 基準超過箇所あり <input type="checkbox"/> 基準超過箇所なし	
備考	土壌汚染対策法	<input checked="" type="checkbox"/> 工業廃液調査等(STEP1～6) <input type="checkbox"/> 検定取組の実態(STEP7)	
	土壌汚染対策法	<input checked="" type="checkbox"/> 土壌汚染のおそれなし →「基準適合工事」(搬入申し込み可能)	<input type="checkbox"/> 基準超過箇所あり (基準超過箇所あり) <input type="checkbox"/> 基準超過箇所なし (基準超過箇所なし)
上記の記載事項について、確認しました。			
区分	発注機関	所属	職・氏名
確認者(会社)	〇〇土木事務所	道路維持課	課長 〇〇 〇〇
確認者(工事監督員)	〇〇土木事務所	道路維持課 交通安全施設班	主任 〇〇 〇〇
			電話番号
			田 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
			甲 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
会社: 発注機関確認者は、工事監督員または取締役です。			

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書（参考）

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、当該工事（業務）である令和〇〇年度□□工事（△△委託）で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

第2条（検定試験）

検定試験とは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する土壌汚染に係る調査をいう。

第3条（調査対象等）

受注者は、下記の事項を監督員（調査職員）に確認してから試料採取を行うこと。

- （1）調査対象の位置及び範囲
- （2）調査対象面積
- （3）試料採取位置と検体の作成方法
- （3）調査対象物質

第4条（調査方法）

検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

■ 河川等において土砂を掘削して搬出する工事

（1）試料採取位置の選定

- 図Aを参考に、流下方向に50m以下毎、横断方向に50m以下毎に1箇所となるよう単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選定する。

○ 試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。
（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

- 上記の方法により難い場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

（2）試料採取と検体の作成

- 上記（1）で選定した試料採取位置において、表層（地表から深さ5cm）及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量（重量）ずつ混合してそれぞれの区画（例：図Aの場合、No.1L～No.5L及びNo.1R～No.5Rの10区画）を代表する試料とする。

- 検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。

- 各区画で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。

（例）図Aの場合、No.1L～No.5Lを混合→検体L、No.1R～No.5Rを混合→検体R

（3）写真撮影（写真撮影例）参照

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）

（4）検定機関

検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。

- 公共機関
- 土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
- 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者

（5）検定試験

上記（2）で作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示19号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表1、別表2のとおりとする。

（6）報告書作成

- 報告書の項目は、以下のとおりとする。

- 1）調査対象地の位置図
- 2）調査対象面積及び区画面
- 3）検定試験結果証明書（様式2）
- 4）写真

- 「検定試験結果証明書」（様式2）の「合否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。

- 報告書は、部提出すること。

（7）その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」（様式2）を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■ 河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事

（1）試料採取位置の選定

ア 図Bを参考に、掘削面積900㎡毎に単位区画を設定して、5箇所の試料採取位置を均等に選定する。

また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

イ) 下記①、②に該当する工事など、土壌に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壌汚染のおそれの区分の種類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選定することができる。

詳細は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課）第2章2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員（調査職員）と協議すること。

- ① 下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
- ② 調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壌汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認できる資料や正確な情報を得られる開掘り対象者がいる場合

■ 「土壌汚染のおそれの区分の種類」と「単位区画の設定頻度」

番号	土壌汚染のおそれの区分	単位区画の設定	試料採取、検体作成の頻度
1	土壌汚染が存在するおそれ 比較的多いと認められる土地 (2又は3以外の土地)	100 m ² 毎	単位区画毎に試料採取し、検体を作成する。
2	おそれ が 少ないと認められる土地	900 m ² 毎	単位区画毎に5箇所ですり採取し、検体を作成する。 (5地点均等混合法)
3	おそれ が ないと認められる土地	設定しない	試料採取しない

ウ) 上記ア)、イ) により難しい場合は、4,500 m²以下毎に、5区画に等分し、区画毎に1試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成

- 上記(1)で選定した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ採取して均等(重量)に混合し、**当該地点の試料とする。**
- さらに、単位区画毎に各試料を均等(重量)に混合し、**それぞれの区画を代表する検体とする(5地点均等混合法)。**

(例) 図Bの場合、[単位区画a] No.1～No.5の試料を混合→検体a、[単位区画b] No.1'～No.5'の試料を混合→検体b

- 地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に砂や砂利がある場合には、それらを除いた土壌表面を基準に採取深度を設定する。
- **検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。**

(3) 写真撮影

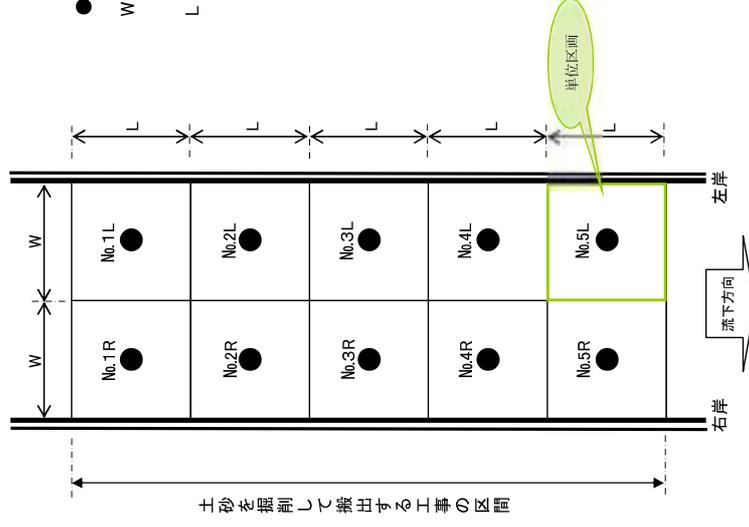
- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
 - 各試料採取地点を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
 - 各試料採取後、各単位区画の中央の地点に5点分の試料をまとめ、写真撮影すること。
- (4) 検定機関 「河川等において土砂を掘削して搬出する工事」(4)と同じ
- (5) 検定試験 " (5)と同じ
- (6) 報告書作成 " (6)と同じ
- (7) その他
- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式2)を用いて報告すること。
 - 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

第5条 (その他)

この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員(調査職員)と協議するものとする。

図A

※ 偏らないよう採取地点(No.1R～No.5R及びNo.1L～No.5L)を決定する。



● : 試料採取箇所

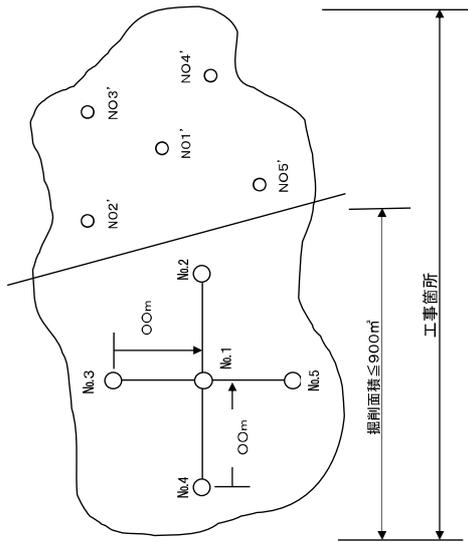
W : 単位区画の幅
(W ≤ 50mとする。)

L : 単位区画の延長
(L ≤ 50mとする。)

図B

○ 面的な整備の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1～No.5) を決定する。

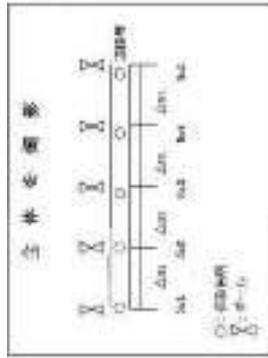


写真撮影例 (図Bの場合)

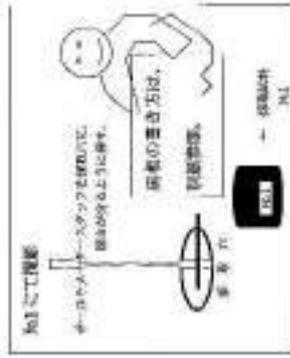
(1) 現場が広い場合
No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。
1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。



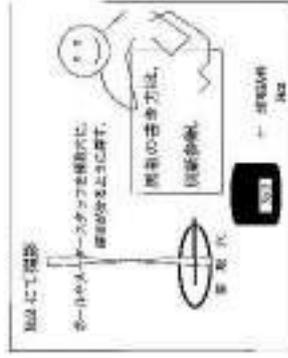
(2) 延長が長い場合
No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。
1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。



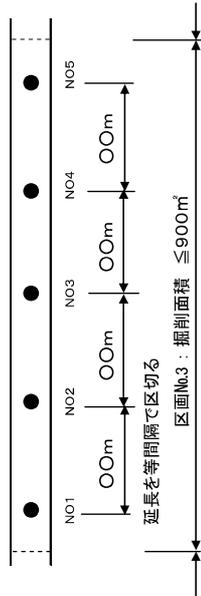
(3) 各試料採取箇所にて撮影する。
草が繁茂している場合は、採取穴が確認できるように草を刈ること。



(4) No.1と同様に撮影



(延長が長い工事の場合)

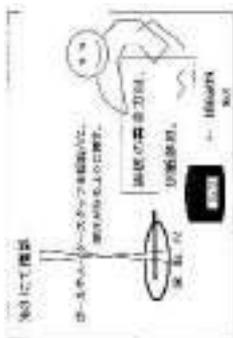


④黒板の記入例について

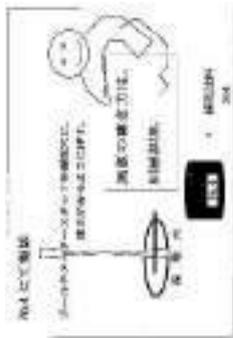
地質分析試料採取状況写真用黒板（例）

工事件名	〇〇年度 〇〇工事 公共(その〇)
路線・河川・区域名	〇〇川
工事場所	〇〇市〇〇地内
試料採取場所	No.1 GL-0.3m
採取日の天候	晴れ、曇り
地質分析試料採取状況	
地質分析試料採取者	
所属	(株)〇〇〇〇
氏名	△△△△
採取年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工者	(株)〇〇工業 立合者 〇〇〇〇

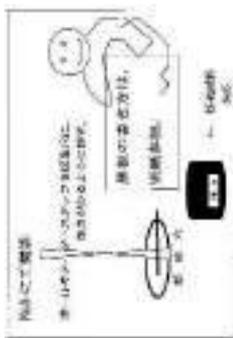
(5) No.1と同様に撮影



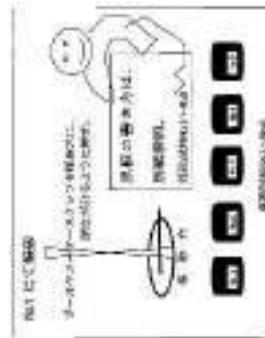
(6) No.1と同様に撮影



(7) No.1と同様に撮影



(8) No.1の採取箇所にて、採取試料No.1～No.5を並べて撮影する。



※写真は、全部で7枚。
(全景が分割の場合は違います)

別表1 【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7の7(a)又は(b)に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表1に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	シンス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注②第3文及び規格K0102の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法

別表2【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム150mg以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」という）55に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38 に定める方法（規格38.1及び38の備考11 に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法、農用地に係るものにおいては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1.000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3次及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつきほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表4に掲げる方法
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちカスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排出基準検定告示付表2に掲げる方法）

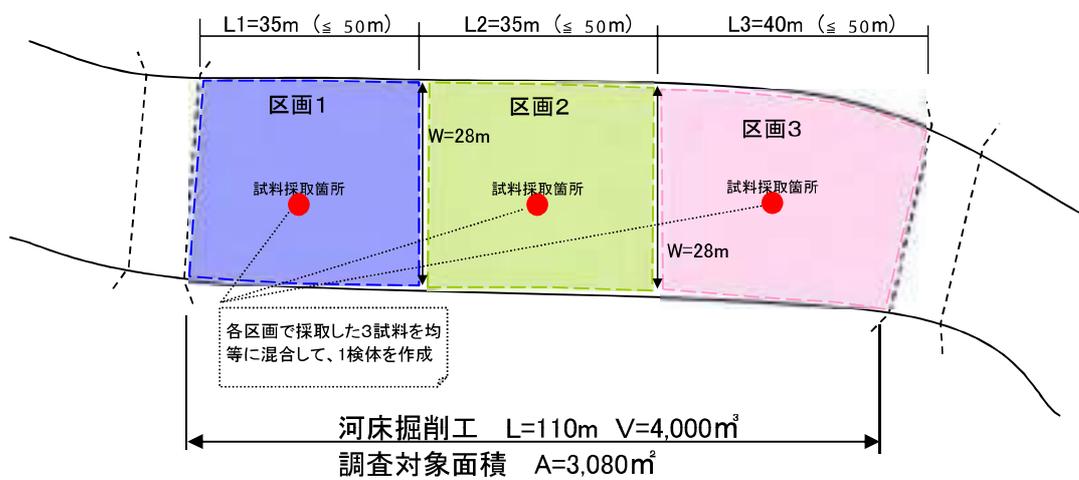
(5) ④ 報告書の作成例

報告書の作成例 (河川工事の場合)

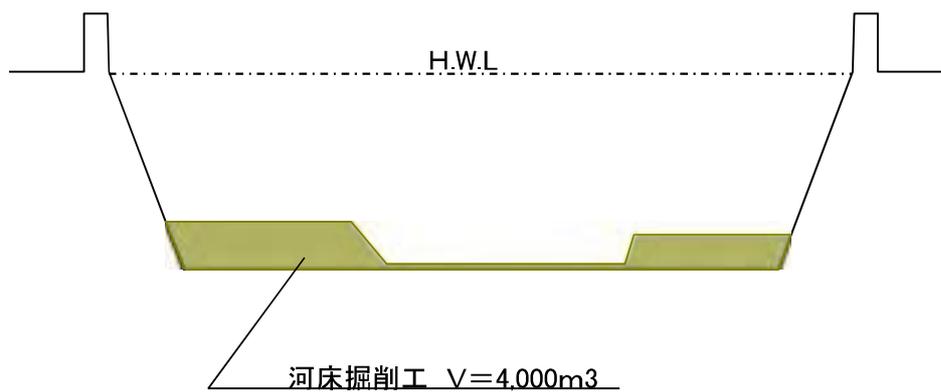
1 調査対象地の位置図 (省略)

- 調査対象面積 $A = (35\text{m} + 35\text{m} + 40\text{m}) \times 28\text{m} = 3,080\text{m}^2$

区画図



標準断面図



(5) ⑤検定試験結果報告書(報告例)

(様式2)
令和元年6月版

令和〇〇年〇〇月〇〇日

検定試験 結果証明書

〇〇建設株式会社 様

分析機関名 〇〇環境分析株式会社
 代表者 神奈川 太郎 印
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 計量証明事業者の登録番号 第01A23456B
 環境計量士 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 (N.o1) 検体の総数 (1)

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1,5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	シス体 JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1,5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1,5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1,5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1,5.4.1又は5.5
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38又は昭和46年環告第59号付表1
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年環告第59号付表3及び昭和49年環告第64号付表3
セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表6第1又は第2
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4
有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうち ガスクロマトグラフ法以外(メチルジメチルシロキサンは、昭和49年環告第64号付表2)
カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/kg	2未満	2	50以下(遊離シアン)	合	JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2
セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1.1c) 及び昭和46年環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状	粉体状	色相	茶褐色	臭気	無臭
備考	発生場所	〇〇市神奈川7丁目 地先		工事名	令和〇〇年度 河川改修工事(県単)	
	請負業社名	〇〇建設株式会社		工期	令和〇〇年度 〇月〇日 ~ 〇月〇日	

※ 「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

本様式(様式2)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壤汚染対策」
<URL><http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4330/p309211.html> から入手できます。

土砂条例の仕組み

どうして規制？ 土砂条例

土砂条例は、土砂の埋立行為等について、その適正処理等を促進することを目的として平成11年3月に成立し、土砂の埋立げ等の是正・禁止に役立っています。

谷戸への土砂の埋立げ▶



搬出

Check 1 届出が必要な土砂埋立行為とは？

建設工事又はストックヤード*の区域から500㎡以上の土砂を搬出する場合は、知事への届出が必要です。

届出

Check 2 何を「届出」するのか？

条例・規則に定める事項を記載した所定の「処理計画書」の届出が必要になります。

Check 3 届出は「いつ」「誰が」しなければならないか？

- ・一般の建設工事の場合は、請負者が届出者となります。
- ・この場合、土砂搬出が始まる20日前までに届出する必要があります。
- ・土砂のストックヤードの場合は、土砂埋立行為者が届出者となります。
- ・この場合、月間の土砂搬出量を前月の20日までに届出する必要があります。

届出の届出には、
処理計画が
必要なんだね!!!



土砂埋立行為

Check 1 許可が必要となる土砂埋立行為とは何か？

2,000㎡以上の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う場合は、知事の許可*が必要です。

*市町村によっては2,000㎡未満でも許可が必要な場合もありますので、詳しくは土木（治水）事務所（センター）又は市町村の窓口にお問い合わせください。

Check 2 申請に当たり、必要となることは何か？

許可申請者は、申請前に次のことを行う必要があります。

- ① 計画する土砂埋立行為等（土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するための必要な措置）の内容・方法・施設等を条例、施行規則・審査基準に適合させること。
- ② 土砂埋立行為等について土地所有者全員の同意を得ること。
- ③ 周辺住民等への事前説明会を開催すること。

Check 3 許可に関する審査はどのように行われるのか？

申請のあった土砂埋立行為等や盛土した後の土地の形状が条例等に定める許可の基準に適合しているかどうか等について、審査されます。これらが、条例等に定める基準に適合すると認めるときでなければ許可されませんので、計画に当たっては、十分な検討が必要です。



Try

次のような違法行為は、根絶しましょう。

- ・土砂の埋立げ
- ・「処理計画書」の作成・届出」なき土砂の搬出
- ・「許可」なき土砂埋立行為

Check 4 土地所有者の同意は、「何を」・「どのよう」に「得る必要があるのか？

計画する土砂埋立行為等の内容について説明し、規則所定の様式により書面で同意を得ることが必要です。

Check 5 周辺住民等への説明会は、どのように開催するのか？

説明会の開催に当たったるの留意事項及び主な周知事項は、次のとおりです。

- 開催時期……申請の前日まで
- 説明会の対象者……土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50m以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者
- 説明会開催の……説明会の日時や場所について周辺住民等の利便を十分に考慮し、あらかじめ周知方法 次の方法などにより適切に行う必要があります。

【土地建物の所有者への周知】

⇒例えば、公図と登記事項を閲覧確認し、案内の投函・郵送で周知

【居住者への周知】

⇒例えば、ポストへの投函により周知
説明事項……許可申請事項その他土砂埋立行為等に関する事項について説明が必要。

埋立許可までに、
やるべきことが
たくさんあるね!!!



「許可」って何？

「許可」とは、「本来誰でも享受できる個人の自由を、公共の福祉の観点からあらかじめ一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行為」と解釈されています。このことから「許可対象となる行為」には「許可を要して行う」必要があります。

「処理計画書」って何？

土砂搬出工事の名称、数量、期間、搬出先などを記載した計画書のことです。

「ストックヤード」って何？

建設工事により発生する土砂を仮置きするために設置する場所のことです。



実務のポイント～土砂条例!!! (土砂埋立行為実施の手順)

1 着手届・標識の掲示

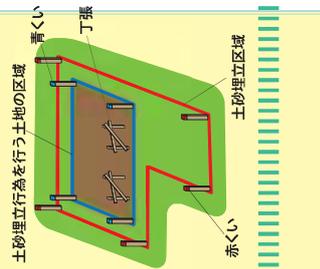
- 着手日の前日までに着手届を提出します。
- 着手日までに標識を掲示し、**2**を実施します。



2 くい・丁張の実施

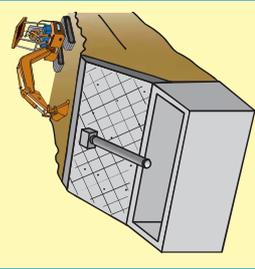
許可図面に従い、次のとおり実施します。

- ・ 土砂埋立区域を示す赤くいの設置
- ・ 土砂埋立行為を行う土地の区域を示す青くいの設置
- ・ 盛土高及び勾配を示す丁張の設置



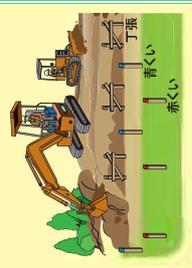
3 準備工事 (擁壁・調整池等) の実施

土砂の崩壊等を防止するために必要な擁壁・調整池等の設置を**4**の実施前に準備工事として実施します。



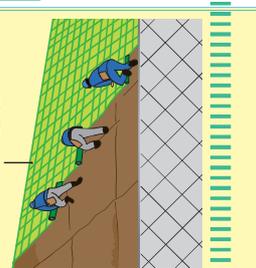
4 盛土工事の実施

2の青くい・丁張に従い許可内容に基づき適正に土砂埋立行為(盛土)を実施します。



5 のり面保護等の実施

4の実施後、土砂の崩壊等を防止するために必要なのり面保護等を実施します。

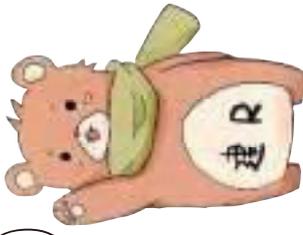


6 完了(廃止)届の実施

工事の完了(廃止)が適正になされていることを確認し、完了(廃止)の日から20日以内にその旨の届出を実施します。



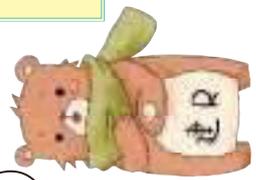
手順を守って
しっかり
適正処理!!



土砂埋立行為中の土地所有者の義務とは?

少なくとも3月に1回の施工状況確認・許可の内容と明らかに異なる場合の報告・災害発生等通報の義務があります。

土地所有者の責任も重いんだね!!



1～6 定期報告の実施

1～6の期間中3月間ごとに、撤入した土砂の数量等所定の事項を県に定期報告します。

標識とは?

土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、氏名等の事項を記した掲示板

ちようはり丁張とは?

土砂の盛土切土を完成させるのに用いる高さ・勾配の指標



高さの指標
勾配の指標

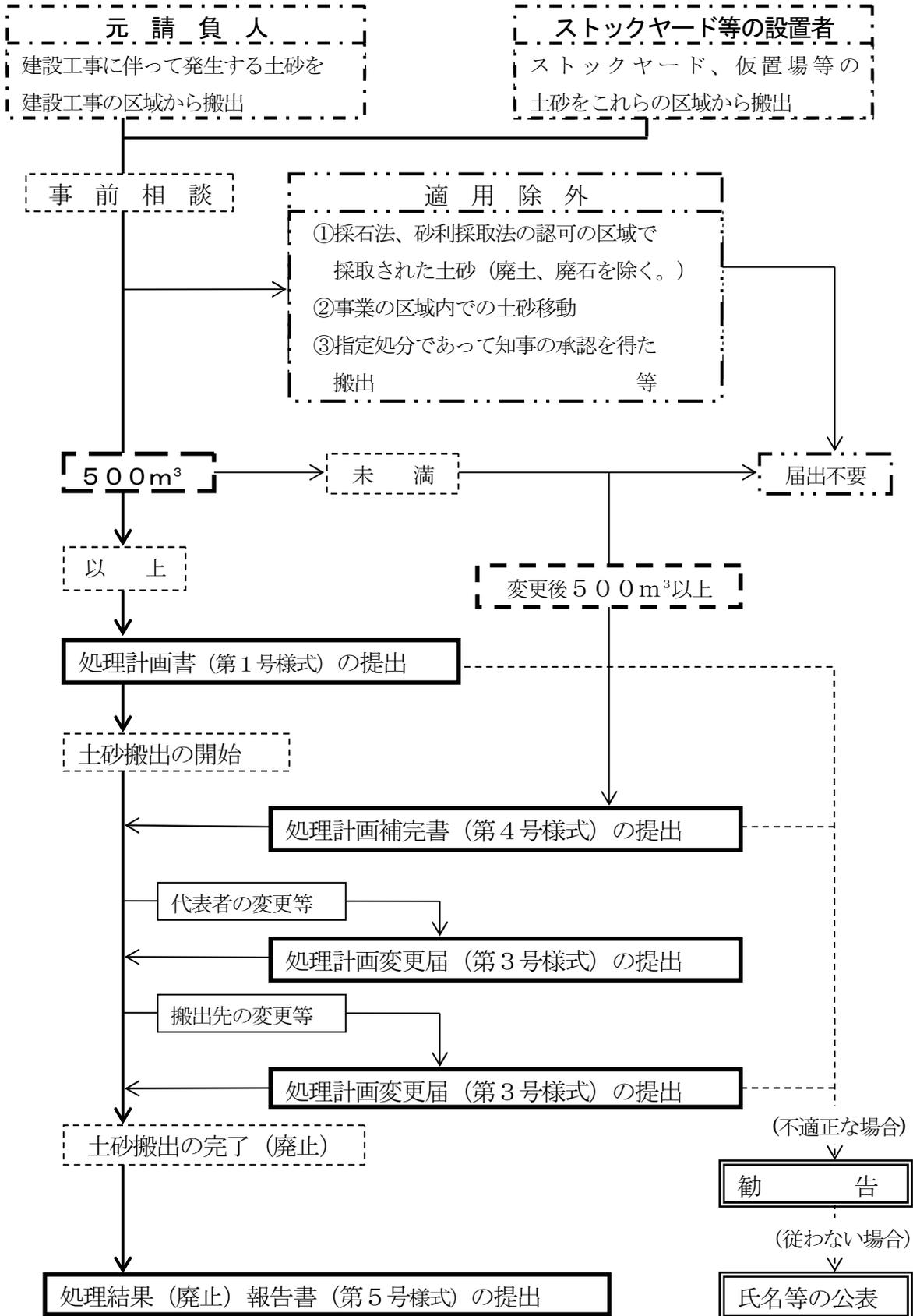
着手届とは?

着手予定年月日・工事責任者の氏名等を記した様式の届出

くいとは?

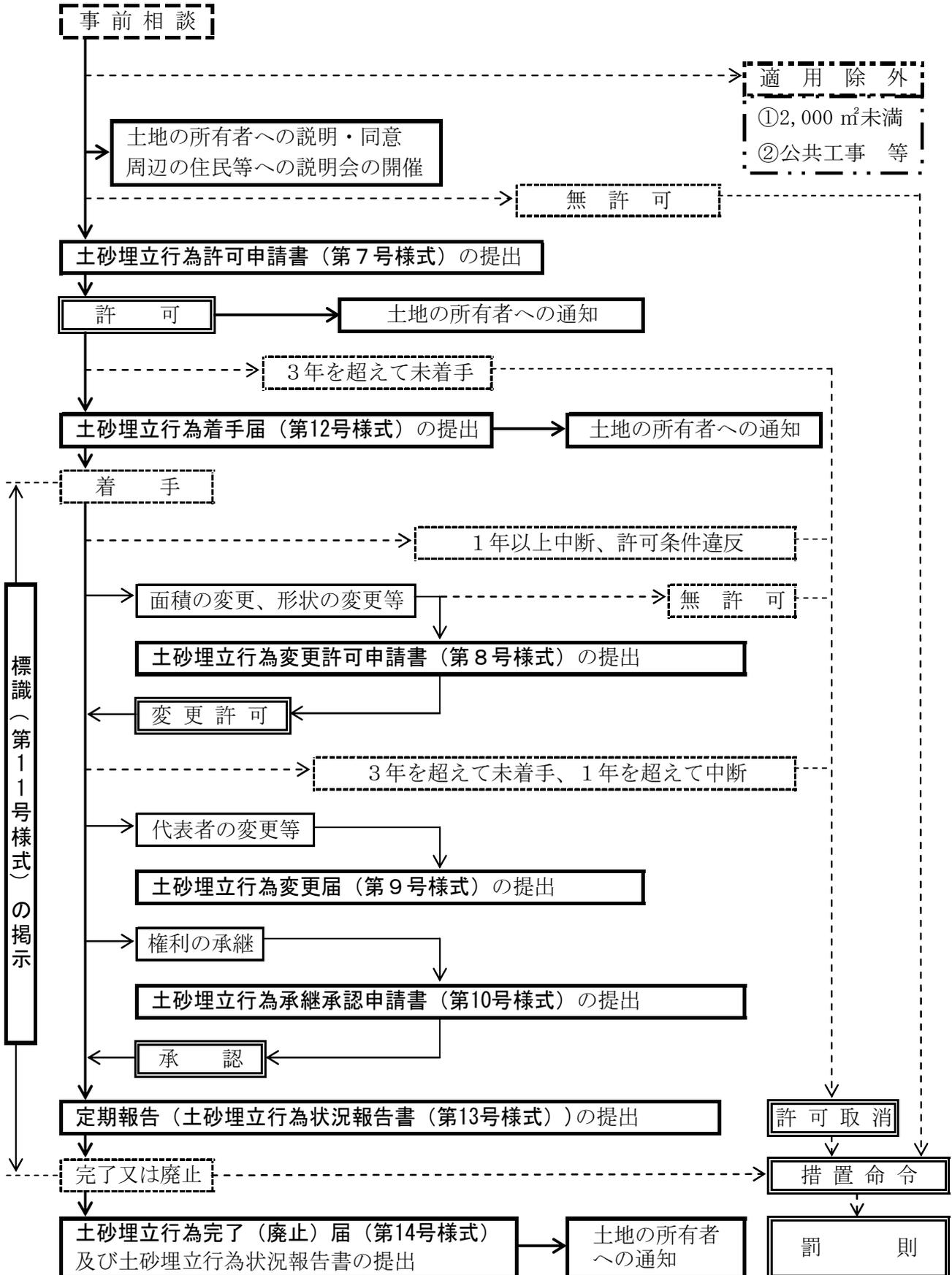
埋立区域等の範囲・境界を示す指標

土砂の搬出 手続の流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

土砂埋立行為許可手続の流れ



＜問い合わせ及び書類提出先＞（土砂条例）

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町 32 神奈川県横浜合同庁舎 3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

※ 建設リサイクル課ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/index.html>

○ 様式一覧

マニュアルページ	様式名	根拠等
1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>
1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>
1-21	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式2号>
1-25	現場代理人設置(変更)届	工事執行規則<第3号様式>
1-26	主任技術者設置(変更)届	工事執行規則<第4号様式>
1-27	経歴書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>
1-28	前払金請求書	財務規則運用<第71号様式>
2-3	工事打合簿	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>
2-7	コンクリート塊等搬入(変更)計画書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<参考様式>
2-8	コンクリート塊等搬入完了報告書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第8号様式>
2-9	建設リサイクル資材利用(変更)計画書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<参考様式>
2-10	建設リサイクル資材利用報告書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第9号様式>
2-11	建設発生木材等搬入(変更)計画書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<参考様式>
2-12	建設発生木材等搬入完了報告書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<第10号様式>
2-13	建設発生土のお知らせ	建設発生土の搬出先への情報提供について(通知)<様式2>
2-18	工事材料検査申請書	工事執行規則<第5号様式>
2-19	材料検査(確認)願	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>
2-24	段階確認書	土木事共通仕様書
2-34	確認・立会願	土木事共通仕様書
4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>
4-5	工事履行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>
4-8	工事週間工程表	土木事書類作成マニュアル
6-2	支給材料(貸与品)受領書(借用書)	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>
6-3	支給材料(貸与品)返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>
6-4	現場発生品調書	土木事共通仕様書
7-4	工事完成届	工事執行規則<第6号様式>
7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>
7-6	建設業退職金共済関係提出書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式1号>
7-8	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式3号>
7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>
7-12	出来高払請求書	財務規則の運用<第72号様式>
8-2	確認請求書	中間金払の実施について(通知)<別紙1>
8-3	確認調査書	財務規則の運用<第70号様式>
9-1	工事的目的物の使用について(協議)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>
9-2	工事的目的物の使用について(同意)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式の2>
添1-14	施工体制台帳(作成例)	土木事共通仕様書
添1-15	再下請負通知書(作成例)	土木事共通仕様書
添1-16	施工体系図(作成例)	土木事共通仕様書
添1-17	作業員名簿(作成例)	土木事共通仕様書

※ 上記様式については、神奈川県ホームページ(神奈川県公共工事における土木事書類作成マニュアルについて)に掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/ent/f490113/p12755.html>